藤井寺市制限付き一般競争入札実施要綱

藤井寺市制限付き一般競争入札実施要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、藤井寺市が一般競争入札により建設工事請負契約を締結しようとする場合において、当該入札を適正かつ合理的に行うことを目的に、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規程に基づき入札参加者に必要な資格を定めた一般競争入札(以下「制限付き一般競争入札」という。)を実施する場合の必要な事項を定めるものとする。

(対象物件)

- 第2条 制限付き一般競争入札の対象とする建設工事(以下「対象事業」という。)は、 次に掲げる建設工事とする。
 - (1) 一般土木工事で予定価格が2億5千万円以上の工事
 - (2) 建築一式工事で予定価格が7千万円以上の工事
- 2 前項に掲げるもののほか特に必要と認められるものについては、該当事業の業者選定を所掌する藤井寺市建設工事等請負業者選定委員会(以下「委員会」という。)の議 を経て市長が入札方法を決定するものとする。
- 3 第1項の定めにかかわらず、特殊な工法を必要とする工事等、法に定める要件が認められる場合については、対象としないことができるものとし、その決定は、当該建設工事の業者選定を所掌する該当藤井寺市建設工事等請負業者選定審査委員会(以下「委員会」という。)の議を経て市長が行うものとする。

(入札参加資格)

- 第3条 地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める対象事業の入札 に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、別に定めがあるもののほか、当該対象事業ごとに次の事項を考慮して委員会の議を経て市長が定めるものとする。
 - (1) 特定建設業許可の有無
 - (2) 対象事業に配置予定の技術者等が適正であること。
 - (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第2項に規定する経営事項審査結果の総合評点
 - (4) 本市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、藤井寺市建設工事請負及び建設コンサルタント等業務委託競争入札指名停止要綱(平成3年7月1日施行)に基づく指名停止処分中の者でないこと。
 - (5) 藤井寺市の契約からの暴力団排除措置要綱(平成26年4月1日施行)に基づく 入札等排除措置中の者でないこと。
 - (6) 対象事業と同種工事の施工実績があること。
 - (7) その他委員会が必要と認める事項 (参加申請)
- 第4条 当該入札に参加しようとする者は、公告の申請期間中に入札参加申請書(以下「申請書」という。)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書提出において、公告で入札参加資格に関する資料の提出を求めたときは、当該資料を添付して申請しなければならない。

(資格審査)

- 第5条 市長は、第4条第1項に定める申請書の提出があった者の入札参加資格の有無 を、公告に定めた入札参加資格の要件等の項目に従い、委員会の審査を経て確認する ものとする。
- 2 市長は、入札参加資格の審査結果を所定の期日までに申請者に通知するものとする。 この場合において、入札参加資格を認めなかった申請者には、その理由を付するもの とする。
- 3 当該入札参加資格者の名簿は、入札時までは公表しないものとし、入札終了後は速やかにその結果について公表するものとする。

(特定建設工事共同企業体)

- 第6条 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合において、制限付き一般競争入札により実施する場合は、前各条に定めるところに準じて行うものとする。 (その他)
- 第7条 制限付き一般競争入札の実施に当たって、この要綱に定めのない事項又はこの 要綱によりがたい場合は、委員会の審議を経て市長が定めるものとする。

附則

- この要綱は、平成12年4月17日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成13年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。